

## 企業・金融機関の外貨資金調達環境の安定のための措置

### 1. 成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則）の拡充

#### 【米ドル特則の概要】（今回の変更前）

—— 成長基盤強化支援資金供給の4類型のうちの1つ。

- 貸付残高の上限：120億ドル（日本銀行保有外貨資産が原資）
- 1先当り上限：10億ドル
- 貸付期間：1年以内（最長4年までの借換え可）
- 貸付利率：6か月物LIBOR（6か月毎に変動）
- 担保：共通担保
- 対象：成長基盤強化に資する1年以上の外貨建て投融資

- 2014年12月以降、貸付残高が上限に達しており、今回、上限の引上げを実施。

- ① 貸付残高の上限：120億ドル→240億ドル
- ② 1先当り上限：10億ドル→20億ドル

### 2. 米ドル資金供給オペレーション用の担保国債の貸出

#### 【米ドル資金供給オペの概要】

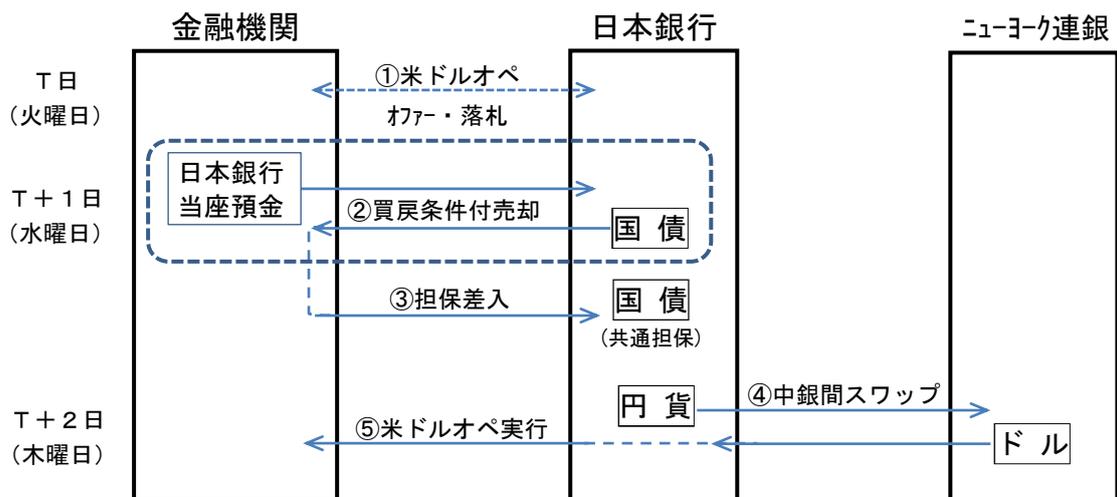
—— 6中銀スワップ取極の枠組みに基づく米ドルの資金供給オペレーション。

- 貸付総額：無制限
- 1先当り上限：なし
- 貸付期間：3か月以内（現在、1週間物を原則として毎週実施）
- 貸付利率：ニューヨーク連銀が指定する利率
- 担保：共通担保

- 米ドル資金供給オペ利用先が日本銀行に差し入れる担保として、日本銀行保有の国債を米ドル資金供給オペ利用先に貸出す仕組みを導入。

—— 当面、レートは、補完当座預金制度適用利率（政策金利残高）となるよう設定。

【実務のイメージ（点線内が今回導入する仕組み）】



以 上